

西東京市立柳沢中学校 学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、ある生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（インターネットを通じて行われるものを含む）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、発生時には早期に的確に対応する。

◎いじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための取組を各教科や特別活動等の全ての教育活動を通して実践する。

◎教職員の人権感覚を磨き、生徒の些細な言動から心の叫びを敏感に感じ取る感性を高める。

◎いじめ発生時に早期に適切な対応を心がけ、いじめを受けた生徒を徹底して守りぬく。

◎保護者や地域住民、学校サポートチームやその他の関係機関と連携を密にして解決を図る。

2 未然防止のための取組

(1) 生徒への取組

・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識や互いに助け合うやさしい雰囲気を学校全体に醸成していく。

・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。教職員による体罰や不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分注意を払うとともに人権感覚を高め、基本方針等で示されている取組を的確に行う。

・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高める。

・生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

・弁護士等による授業を含め、年間 3 回以上いじめ問題に関する授業を実施する。

(2) 保護者・地域への取組

・セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用し、保護者や地域住民等を対象とした啓発活動等を推進することで、いじめ（インターネット上のいじめも含む。）防止のための一助とする。

・個人面談や、必要に応じた家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携・協力を進める。

(3) 関係機関との取組

・管理職やいじめ対応の中心となっている教員は、定期的にいじめ等に関する関係機関と連絡を取り合うなどして、確かな協力体制を構築する。また、公民館、児童館、学童クラブなどの、学校外における生徒の居場所となりうる施設と日常的に情報交換できる関係を作り、生徒の実態把握に積極的に努める。

3 早期発見のための取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

- ① 定期的なアンケート調査（年3回実施）や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組み、家庭と連携して生徒を見守っていく。
- ② 生徒及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談ができる体制を整備するとともに、積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
（二者面談、三者面談、スクールカウンセラーによる面談等）
- ③ 休み時間や放課後等の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、早期発見に努める。
- ④ 学校生活台帳の活用を充実させ、いじめ等に関する情報を共有する。

4 早期対応のための取組

（1）初期対応の取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、責任を問うことや謝罪を形式的に行うのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ① いじめと疑われる行為を発見したり、相談や訴えがあった場合、一人に対応することなく、管理職に報告するとともに「学校いじめ対策委員会」を速やかに開き、組織的対応を行う。
- ② 委員会では速やかに情報を共有し、関係生徒の聞き取りや被害生徒の保護に組織的で当たる。
- ③ 校長は、事実確認の結果や把握した内容を遅滞なく教育指導課、スクールアドバイザーに報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ④ 関係機関や団体から、いじめの兆候等についての情報提供を受け付ける教職員等を明確にし、広く周知する。
- ⑤ 関係機関や団体から、いじめの兆候等の情報を受け付けた場合は、関係機関と連携して事実の確認を行い、合わせていじめへの発展防止等を図る。
- ⑥ 学校側からも関係機関へ情報提供等を行い、いじめ防止等を図る。

（2）被害生徒への支援

- ① 生徒の安全を最優先に考え、他の生徒の目に触れないよう配慮するなど、場所、時間等には慎重な対応を行う。速やかに生徒を保護し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応する。また、スクールカウンセラー等による心理面への対応も行う。
- ② いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ③ 休み時間や登下校、清掃時間等の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ④ つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守る」ことを約束する。
- ⑤ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。その際、必ず解決への希望を持つことを伝え、自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

（3）加害生徒への指導

- ① 相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。いじめが人として決して許されない行為であることやいじめを受けた側の気持ちを認識させる。
- ② いじめた気持ちや状況などについて十分に聞きとり、生徒の背景にも目を向けた指導をする。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

5 重大事態への対処

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・学校内で発生した事実を留めることなく、速やかに教育委員会又は報告し、連携した対処を開始する。
- ・学校に派遣された関係機関や臨床心理士等と連携した対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- ・重大事案の調査結果についての、市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）について協力する。

6 組織的な対応の在り方

（１）組織的な指導体制

いじめへの対応は、全教職員の一致協力体制を確立することが重要であることから、管理職・学年主任・生活指導部（教育相談部）から組織された「いじめ防止対策委員会」を中心に解決を図る。

- ① 委員会の開催時期は必要に応じてとするが、基本的に学期に1回程度開催する。いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、対応を協議、決定し、事案に応じて教職員に周知徹底する。
- ② いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合には、速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。

（２）相談体制

- ① 三者面談等による定期的な面談時に、いじめに関する相談内容を必ず取り入れるようにする。
- ② 教育相談週間を設けるなど、担任やSCへの相談が気軽にできる体制作りを行う。

7 研修体制

全教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- ① 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知力を高めるための研修や、SCやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を年に1回以上計画的に実施する。（教育相談、自尊感情、いじめに関する授業研究）
- ② 年間3回以上いじめに関する教員研修会を実施する。（教職員による体罰や配慮に欠ける発言等が、生徒のいじめを誘発したり助長したりすることを踏まえた内容を必ず行う）

令和7年度 西東京市立柳沢中学校

学校いじめ対策委員会

No.	職（分掌等）	
1	校長	
2	副校長	
3	主任教諭（教育支援コーディネーター）	
4	主任教諭（経営推進主任）	
5	主任教諭（教務主任）	
6	主任教諭（生活指導部主任）	
7	主任養護教諭（保健主任）（教育相談）	
8	主任教諭（生活指導部）	
9	スクールカウンセラー	